平成２２年（フ）第５８１号
愛媛県松山市小栗７丁目２番18号　西岡マンション103号
債務者　中村　嘉彦
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５２号
福岡市西区室見が丘１丁目15番４－１号
債務者　岩井　真理
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３４０号
福岡市博多区美野島２丁目16－９－603、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目30番地　アビタナカガワ502号
債務者　平尾　美記
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４３４号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
債務者　中川理喜夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５３８号
福岡市西区福重３丁目38番１－403号
債務者　谷口富美生
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５６０号
福岡市中央区桜坂２丁目８番８号
債務者　村野　友美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５６６号
福岡市南区那の川１丁目５番20号
債務者　渕ノ上　誠
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５９５号
福岡市博多区板付３丁目26番５－1001号
債務者　福山　美子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６４９号
福岡市東区松島１丁目10番21号
債務者　西村　智則
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６５１号
福岡市城南区田島４丁目20番９－101号
債務者　小田　茂徳
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７４８号
福岡県春日市上白水８丁目143番地サンヴィオラ博多南202号
債務者　近藤　翔太
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７８６号
福岡市東区和白丘１丁目21番２－1001号
債務者　青谷比良子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８４６号
福岡市博多区東光寺町１丁目17番７号
債務者　鬼木　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８４７号
福岡市中央区谷１丁目12番10号
債務者　柳瀬　英樹
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８８０号
福岡県朝倉郡筑前町安野105番地１コア・やすの102号室
債務者　伊藤　政満
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８８１号
福岡県朝倉郡筑前町安野105番地１コア・やすの102号室
債務者　伊藤　弥生
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８９８号
福岡市城南区堤団地14番404号
債務者　力久美華子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９１３号
福岡市中央区警固１丁目６番11号
債務者　萩尾　岳史
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部